

誰もが行きたい高校へ

行けるのか？ - Q & A・入選制度改正大綱 -

複数志願制を導入

ア・テスト97年度から完全除外
学力検査比重1割増に

公立高入試 県教委が正式決定
97年度から全面実施
県教委が公立高入試で改正大綱
普通科推薦制先送り
推薦制 総合的選考も導入

Q1 7月に発表された改正大綱（神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱）で示された入試改変の中で注目を集めているのが「複数志願制」ですが、複雑でなかなかその内容がわかりづらいのです。どのようなシステムなのか、わかりやすく説明してください。

A まずはっきりさせておかなければならないこととして、この「複数志願制」（このような呼び方を県当局は正式には使っていない）なるシステムは、県民が望んだから作られたというわけではまったくないということです。改正大綱のよりどころとなった高課研（県高等学校教育課題研究協議会）報告には、「受験機会の複数化等について」として次のように書いてありました。

入学者選抜に当たっては、生徒に対してできる限り不安や動揺を与えないよう配慮するとともに、高等学校選択の幅を広げ、希望する高等学校に挑戦できる機会を与えるために、例えば、挑戦に失敗した生徒に再度の機会を与える受験機会の複数化や、受験生の希望により第2希望校を認めるといった志願のあり方、あるいは再募集のあり方などについて積極的に検討する必要がある。（下線は引用者）

「積極的に検討する必要がある」としたものを、いきなり「複数志願制」として導入するというのです。まさに高課研もビックリです。「受験機会の複数化」は、文部省が各県教委に対してその導入を強く働きかけてきた代物です。さすがにそれをストレートに神奈川に持ち込むことは避けたものの、全国的にも例を見ない「複数志願制」導入を突然決めたのはなぜか、いまだに不可解です。

さてこの「複数志願制」とは、受験生が志願にあたって2つの高校を志願できるものです。募集定員枠があらかじめ入学定員のうち80%を第1希望者に、同じく20%を第2希望者用にと分けます。ただし「生徒の負担軽減にも配慮して」（大綱の説明）、学力検査は1回だけ。こうした制度を導入した

理由として、県は「一人ひとりの個性と希望を生かせる学校選択を可能にするため」としています。

Q 2 「複数志願制」になると、本当に誰もが行きたい高校へ希望どおりに行けるのでしょうか。

A

入学定員320名という普通科の高校の場合、第1希望枠は256名、第2希望枠は64名となります。A君が第1希望をS高校、第2希望をN高校（いずれも定員320名）として出願の手続きをとったとします。現行では、A君がS高校の中で上位から4分の3くらいの成績順に入っていれば、合格圏内ですが、「複数志願制」では第1希望枠が80%ですから、学力検査の結果次第では不合格となりかねません。第1希望を80%とすることは、ほんとうにS高校に入りたい者を20%分締め出すことになります。恐らく上位校では、競争率が今まで以上にはね上がり、狭き門となること必至です。

仮にA君がS高校を落ちたとすると、第2希望校のN高校へまわされます。ただし第2希望の選考は「総合的選考」となるので、可否は単純な成績順だけでは決まりません。

合格発表の日、A君はS高校へ行きます。そこで第2希望の「N高校合格」を知らされます。もともとS高校を第1希望にしていたのですから、A君には「N高校へまわされた」との思いが末長く残るにちがひありません。第1・第2希望とも落ちた生徒は、二重のショックを味わいます。

80%分の第1希望枠を全部埋めきれない高校も出てきます。いわゆる「課題集中校」と呼ばれる高校です。第1希望の募集枠が埋まらなかった場合、その残り分も含めたものが第2希望の募集枠となるので、「第2希望集中校」となります。一方、上位校は逆に「第1希望集中校」となります。

「数値のみではなく、生徒の特性や長所に着目した選抜制度」（改正大綱の制定にあたって）と県は説明しています。しかし、新たな学校間格差が生み出されることによって、格差と序列の構造は一層複雑かつ堅固なものとなるでしょう。

「複数志願制」のごまかし

「希望する高校が受験できる」「学校選択の幅を広げる」と県は繰り返し力説していますが、一方で「同一の高等学校を第1希望及び第2希望とすることができる」という規定があるのも大きな矛盾です。これでは「複数志願制」の趣旨とはまったく逆行します。本人の希望を最優先に考えれば、上位校では第1希望・第2希望とも同じ高校を集中・志願するケースが多くなると予想されます。

「複数志願制」は、97年度からの実施となります。それにあわせて県は、各高校に対して「特色づくり」を迫っています。「特色づくり」は、生徒が自主的に学校選択をするための前提条件だということです。

仮に「特色づくり」が進んで、県下に185校ある公立高校がそれぞれ独自の「顔」を持つようになったとします。その中から、生徒は自分の個性と符合した高校を選択するわけですが、そうした場合でも第1・第2希望といった選択幅が必要となるのでしょうか。自分の個性に合った「行きたい学校」は、本来的には1つしか存在しないはずですが。ここでも「複数志願制」は自己撞着を起こしています。

「複数志願制」になれば「希望する学校を自由に選択できる」かのように言っているのは、ごまかしです。見切り発車で制度の導入を決め、詳細は後回しというのは、受験生や保護者に無用な不安・動揺をもたらす、きわめて無責任なやり方と言わざるをえません。

Q 3 専門学科での推薦枠が拡大されたことは、受験する側からみると高校に入りやすくなったことを意味するのでしょうか？

A

現行では農業・水産科で定員の15%、工業・厚生科等で10%の推薦入学枠がありますが、95年度からこれを30%とし、さらに商業・外国語学科でも推薦が新たに導入されます。入学定員300名の工業高校を例にすると、現在30名だった推薦入学枠が一挙に3倍増の90名となります。10%

と比べ、30%となると受験生にとっても看過できない数字となるでしょう。選考資料は調査書と中学校長の推薦書ですから、推薦入試を意識した生活を送る中学生も出て来ると予想されます。

改正大綱によると、推薦入試の時期は1月としています。この出願から始まる一連の入試関連作業はおおよそ2カ月間、続くことになります。受験生は、不幸にも推薦で落ちた場合、約2カ月余も「受験戦争」の渦中であって、「どの高校へ入れるか」不安な毎日を送らなければなりません。「15の春を泣かせない」との願いとは相反するものです。

Q 4 専門コース以外の普通科への推薦制導入を県は断念したようですが、今後どうなりますか。

A

5月に出された中間報告では、専門コース以外の普通科（このときは「一般コース」と呼称）においても96年度から「特色に応じ実施できる」としていました。実はこれも「今後の社会情勢の動向等も見極めながら、なお検討することが必要である」とした高課研報告を超えた内容でしたが、改正大綱では「引き続き検討」とトーンダウンさせました。「引き続き検討」ですから、県が普通科への推薦制導入を完全に断念したわけではなく、しばらくは模様眺めといったところでしょうか。

文部省の度重なる要請により、推薦入試が全国的に拡大実施されています。しかし、94年度から全県の公立高校での推薦入試に踏み切った埼玉では、私立高校との「青田買い競争」の結果、「教育困難校」において定員割れ（162校中30校で700人と、前年の倍以上）を起こしています。86年度から30%の推薦制度を全国に先駆け一早く実施した宮崎でも、公正さを欠き、教師間・生徒間さらには保護者間に根深い不信を生み出しています。推薦入試導入による問題点にも目を向けなければなりません。

Q 5 志願変更では、どの学校・学区へも行けることになりましたが、問題はないのでしょうか

A

改正大綱では次のように表現されています。

志願者は、いずれの学校、学科または専門コースへも志願変更をすることができるものとする

現行では普通科の場合、同じ学区内の高校にしか志願変更を出せませんでした。専門学科では、同一学科ならば学校を変更することができました。ところが95年度からは、こうした制限枠をすべて取り払い、どこへ行こうとまったくのフリーパスとなったのです。

97年度から「複数志願制」が実施に移されると、第1希望・第2希望それぞれにおいて志願変更が可能となります。改正大綱には「より生徒の希望を生かした学校選択ができるよう学区内外を問わず、志願変更ができる」とありますが、本来的にはそうした変更はありえません。「どこでも変更OK」ならば、志願者数が少なくて「入（はい）れそうな学校」を選択するに決まっています。「個性を生かして希望の高校へ」との宣伝文句は、ごまかしであることがここでもわかるでしょう。

Q 6 この他にはどんな問題点が考えられますか？

A

県教委は今回の改正大綱で示した新制度を「新しい時代の神奈川らしい選抜制度」と自画自賛しています。しかし、不透明で複雑な制度であるため、いたずらに緊張と不安をあおることとなり、公立離れ・私立志向に一層拍車がかかるでしょう。目玉の「複数志願制」は複雑至難制といってもよく、新たな学校間格差の拡大と受験競争の過熱化をもたらすだけです。県がまじめに「共生・共育を目指す」のならば、希望者の全員入学はいますぐ実現しなくてはならない課題でしょう。今後も県民が積極的に声をあげ、学区縮小なども含め、新しい時代にあった入試制度改革を強く県当局に要求し、子どもたちに重くのしかかる受験の重圧を取り除くための運動を進めてほしいものです。

改正大綱 私はこう考える

机上の空論

大綱を読んだ後には、「机上の空論」という感想が残る。現場を無視しているというばかりではなく、何よりも中学生の実態、彼らの思いを無視している。

大綱は、それぞれの生徒の個性を伸ばす教育を説いている。たしかに個性を伸ばす教育は大切である。しかし、成長途上にあり、個性形成の複雑な過程にある生徒を、十五という年齢で一律に「特色」づけようとするには、どのように考えても無理がある。また大綱は多段階に分けた選抜を説いている。各段階における倍率が増すことは必至であり、不安だけが煽られる結果になるであろう。

「机上の空論」で中学生が振り回されてはならない。現実の上に立った大綱に書き改められることを切に望む。

(本間正吾・川崎北高校教諭)

中学生を新たな競争に駆り立てるのか？

今の高校進学は、必ずはじき出される生徒が存在し、高校間の格差と序列があまりにも大きな壁になり、個人の意識・価値観の変化でどうにもならないから矛盾が起こっています。改正大綱の複数志願・推薦制・選抜資料の見直し等どれも目先をかわすだけの効果しか期待ができません。県教委は「生徒一人ひとりの個性や能力をとらえ、学力検査などの数値のみではなく、生徒の特性や長所に基づいた選抜制度」といいますが、進学できなければ生徒の個性も長所も全く無視されてしまいます。だからこそ今の受験競争・塾通いが激化しているのです。

今回の改正大綱で、一体何が変わるのでしょうか。中学生が新しい基準を巡る競争をし、中学はその対応に追われるだけになるとしか思えません。

(山岸隆夫・市立金沢中学校教諭)

新制度は学校間格差を深める

7月18日に県教委は、新しい高校入試制度として、「推薦制」や、志望を第2希望まで出せる「複数志願制」を示しました。中学生の学校選択の自由を保障するとした新制度は、一方で、各高校にふさわしい生徒を何段階にも選り分けるものとなっています。

高校側の選抜を強めれば、学校間格差は今以上に深刻になります。学校間格差の1つの特徴は、学校の序列化による生徒への差別です。

不況の回復が言われる中でも、採用調整で門前払い同様の扱いを受ける高校が序列化された高校の下位校に、集中的に現れています。在学する高校によって就職の機会が奪われるという差別は、明らかに「人権侵害」です。

高校への入学者を選抜するという考えを改めなければ、人権侵害の状況は深まるばかりです。

(秋山 崇・長後高校教諭)

新入試制度に思うこと

私は、中一の娘が新しい制度の入試になるということで、一人の親として書きます。

私は、子どもの希望と可能性は最大限に広げてあげたい、子どもの人生は子どもが決めるもの、という思いで育ててきました。

子どもの一番の希望校へ行かせてあげたい、と思う親として、「複数志願制」は、子どもの選択の幅が広がったように見えますが、第1希望に入れる数は、80%に減っているの、競争が一層激化すると思います。

総合的選考ということで、全定員の40%以上の子どもが、評定以外の記載事項で選考されるようですが、これからどんどん変化する15才の子どもを、一人の教師の主観で作られるとしたら不安です。個性とか特性は、選考の材料にすべきものではないと思います。

(松下良美・保護者)